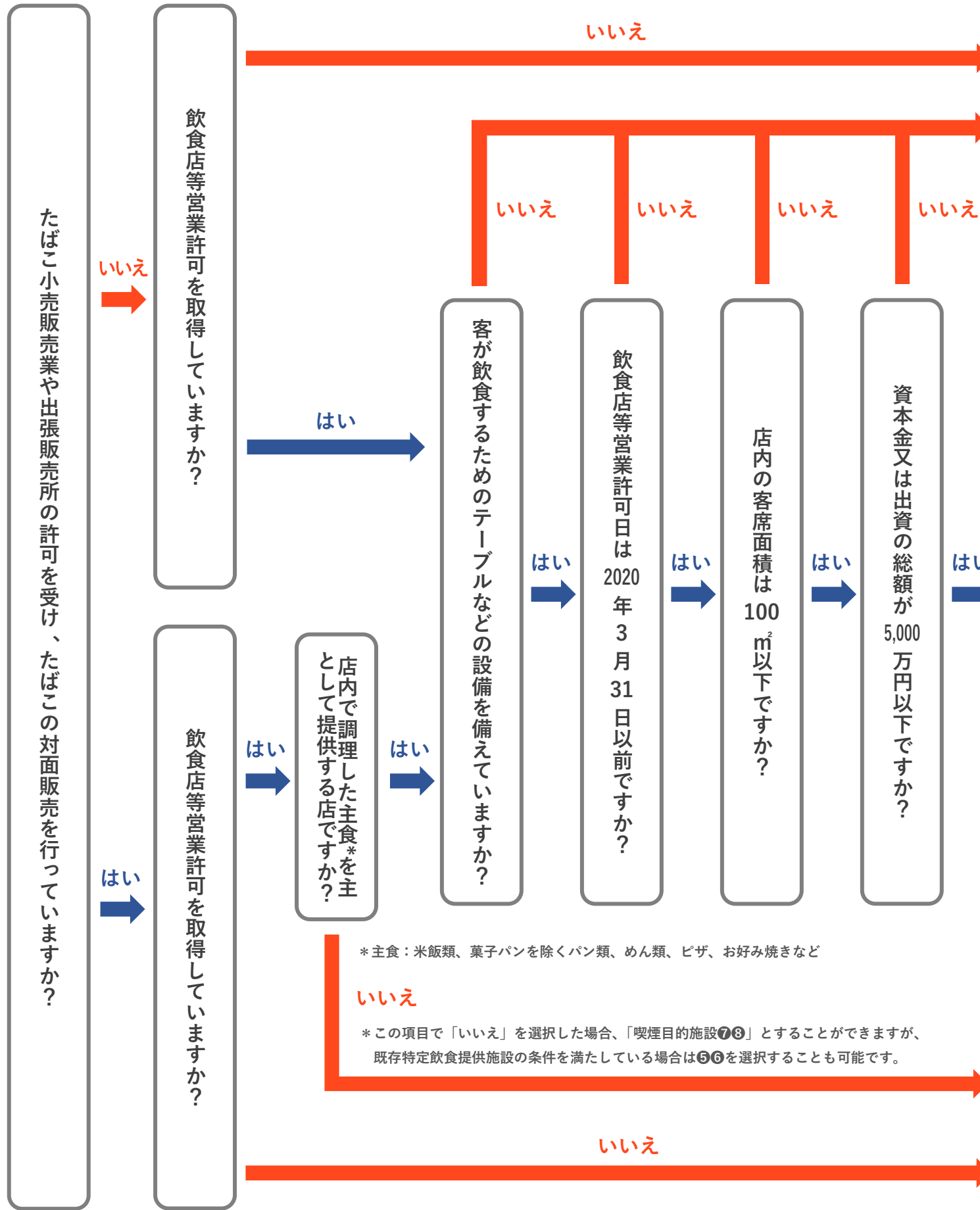


施設類型 & 対策判定フローチャート

どの施設類型に当てはまるのか
まずはチェックしてみよう！

【標識例】



第二種施設
①~④

第二種施設のうち 既存特定飲食提供施設
①~⑥

喫煙目的施設
①~⑧
※(5)(6)は条件有

① 敷地内禁煙にする【P9 参照】

- 敷地内の屋内・屋外両方を禁煙とする方法です。
- 駐車場等に駐車している車の中も禁煙となります。
- 可能な限り、禁煙の施設である旨の標識の掲示をお願いします。

② 屋内禁煙にする【P10 参照】

- 屋内を禁煙とする方法です。
- 屋外に喫煙場所を設ける場合は、周辺への配慮が必要です。
- 可能な限り、禁煙の施設である旨の標識の掲示をお願いします。

③ 喫煙専用室を設置する【P11 参照】

- 屋内の一部に喫煙専用室を設置する方法です。
- 20歳未満の方は喫煙専用室に立ち入ることはできません。
- 施設出入口と喫煙専用室出入口に標識の掲示が必要です。

④ 加熱式たばこ専用喫煙室を設置する【P11 参照】

- 屋内の一部に加熱式たばこ専用喫煙室を設置する方法です。
- 20歳未満の方は加熱式たばこ専用喫煙室に立ち入ることはできません。
- 施設出入口と加熱式たばこ専用喫煙室出入口に標識の掲示が必要です。

⑤ 喫煙可能室を設置する【P13 参照】 **届出が必要**

- 屋内の一部に喫煙可能室を設置する方法です。
- 喫煙可能室では飲食しながら喫煙することが可能です。
- 20歳未満の方は喫煙可能室に立ち入ることはできません。
- 施設出入口と喫煙可能室出入口に標識の掲示が必要です。

⑥ 喫煙可能店にする【P13 参照】 **届出が必要**

- 店舗全体を喫煙可能室 (= 喫煙可能店) とする方法です。
- 店内で飲食しながら喫煙することが可能です。
- 20歳未満の方は喫煙可能店に立ち入ることはできません。
- 施設出入口に標識の掲示が必要です。

⑦ 喫煙目的室を設置する【P14 参照】

- 屋内の一部に喫煙目的室を設置する方法です。
- 飲食しながら喫煙することが可能です。※パー・スナック等に限る。
- 20歳未満の方は喫煙目的室に立ち入ることはできません。
- 施設出入口と喫煙目的室出入口に標識の掲示が必要です。

⑧ 喫煙目的店にする【P14 参照】

- 店舗全体を喫煙目的室 (= 喫煙目的店) とする方法です。
- 飲食しながら喫煙することが可能です。※パー・スナック等に限る。
- 20歳未満の方は喫煙可能店に立ち入ることはできません。
- 施設出入口に標識の掲示が必要です。



【市条例により】
飲食店は
禁煙の場合も
標識の掲示が
必要

